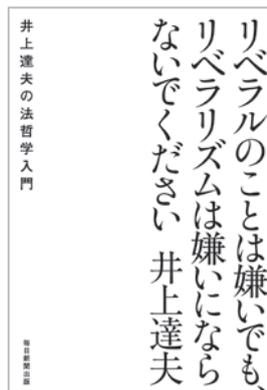


『リベラルのことは嫌いでも、リベラリズムは嫌いにならないでください——井上達夫の法哲学入門』

井上達夫 著 毎日新聞出版 1,500円(税別)

「分断」の時代に、対話可能性に開かれていることの重要さ

会員 鮫川 誠司 (69期)



なんと某アイドルグループの総選挙を想起させる表題ではあるが、著者は、決して、ふざけているわけではない。むしろ、至って、大真面目である。ここに改めて紹介するまでもないこととは思いますが、著者は、東京大学名誉教授、日本法哲学学会会長等を歴任した法哲学の碩学である。

本書は、主としてかつての日本社会党の流れを組むいわゆるリベラル派の信用が失墜し、保守派の優位が確立されたかに見える昨今の日本の政治状況を念頭に置いて、信用失墜してしかるべき「(似非)リベラル」と、専断政治に走る「劣化した保守」の双方を批判している。そして、「他者への公正さ」を要請する正義構想に立脚した真の「リベラリズム」の原理を提示し、その観点から、9条改憲や安全保障といった各種の政治問題を考察している。

その一端を紹介すれば、安全保障法制を巡る安倍政権の進め方*1の杜撰さ(著者によれば、それはもはや欺瞞というにすら値しないという)を保守の知的劣化と嘆く。その一方で、旧・日本社会党の流れを組む「原理主義的護憲派」を単なる無責任な思考停止と断じ、返す刀で、長谷部恭男教授(早稲田大学)をはじめとする「修正主義的護憲派」を自ら9条の枠内で自衛隊の存在を認めるという一種の解釈改憲をしながら、安倍政権の解釈改憲を批判するというご都合主義・政治的欺瞞に陥っており、あまつさえ、彼らは、自らのその政治的欺瞞を憲法を利用して隠蔽しようとしている、とまで切り捨てる。その舌鋒は、小気味よいまでに減法鋭い。

他方で、本書は、「法哲学入門」という副題があるのとおり、現代リベラリズムをはじめとする法哲学の基本的な内容をも解説しており、法曹実務から一步引いて、法とは何か、を考えるきっかけを与えてくれる。なお、本書には、憲法・安全保障問題を掘り下げた続編『憲法の涙』(毎日新聞出版、2016年)もある*2。

ところで、筆者が著者の警咳に触れたのは、筆者が在籍していた大学に客員として出講されていた「法理学」の講義でのことであった。当時、著者は、『共生の作法——会話としての正義』(創文社、1986年)を上梓され(サントリー学芸賞受賞)、千葉大学から東京大学に帰任された頃であったと思う。一年かけて、正義とは何か、正義はなぜ問われなければならないのか、を説くその講義の中で、他者の思想内容を批判しない代わりに自己の思想内容への批判も受け付けようとしぬい価値相対主義は、いわば「絶望した絶対主義」であって、他者との対話に開かれていない点で絶対主義と同じ陥穽に陥っている、と喝破されていたことが昨日のことのような新鮮さを以て思い出される。この指摘は、社会の分断、世界の分断が大きな問題となっている現今の情勢の下、もう一度、噛みしめるべき意義が十分あるように思われる*3。

徒然に筆を進めてきたが、この辺りで、眼を本書から転じ、われらが弁護士会に向けてみる。そこにあるのは、果たして、「リベラル」か「リベラリズム」か? その運営は、「他者への公正さ」に裏打ちされ、「他者との対話」に開かれているか? さて、どうであろうか——。

*1: 2015年6月4日の衆議院憲法調査会の公聴会において、自由民主党が推薦した長谷部教授を含む憲法学者3名が揃って安全保障関連法案を憲法違反と指摘したことを指す。

*2: 是非、実際に手に取りお読み頂きたいが、その表題の含意は、憲法がむしろ護憲派によって踏みじられている、ということにある。

*3: 価値相対主義に立脚するH=ケルゼンの純粋法学に対して、ナチス台頭の地ならしをしたとの批判があることも、併せて、思い起こしたい。